

食品中の放射性物質の検査について 一現状と今後の取組み一

厚生労働省 医薬食品局
食品安全部 監視安全課



■ 食品中の放射性物質への対応

●これまでの対応

■ 食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として設定
(23年3月17日)



■ 食品中の放射性物質に関する検査

地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日)
(検査実施状況: 121,073件、うち暫定規制値超過1,168件)(3月7日時点)

※ 現在では、放射性ヨウ素の検出が認められなくなる一方、一部の食品から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている



■ 暫定規制値を超えた食品の回収、廃棄

検査結果に基づき、暫定規制値を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄(23年3月19日～)



■ 食品の出荷制限

【原子力災害対策本部】

検査結果に基づき、暫定規制値を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示(23年3月21日～)



■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

解除の条件(放射性セシウム)

直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて暫定規制値以下

〈食品中の放射性物質の暫定規制値〉

核種	食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値(ベクレル/kg)
放射性ヨウ素	飲料水
	牛乳・乳製品 注2)
	野菜類（根菜、芋類を除く。）
	魚介類
放射性セシウム	2,000
	飲料水
	牛乳・乳製品
	野菜類
	穀類
肉・卵・魚・その他	500

注1) ウラン、ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種についても、暫定規制値が別途定められている。

注2) 100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することとされている。

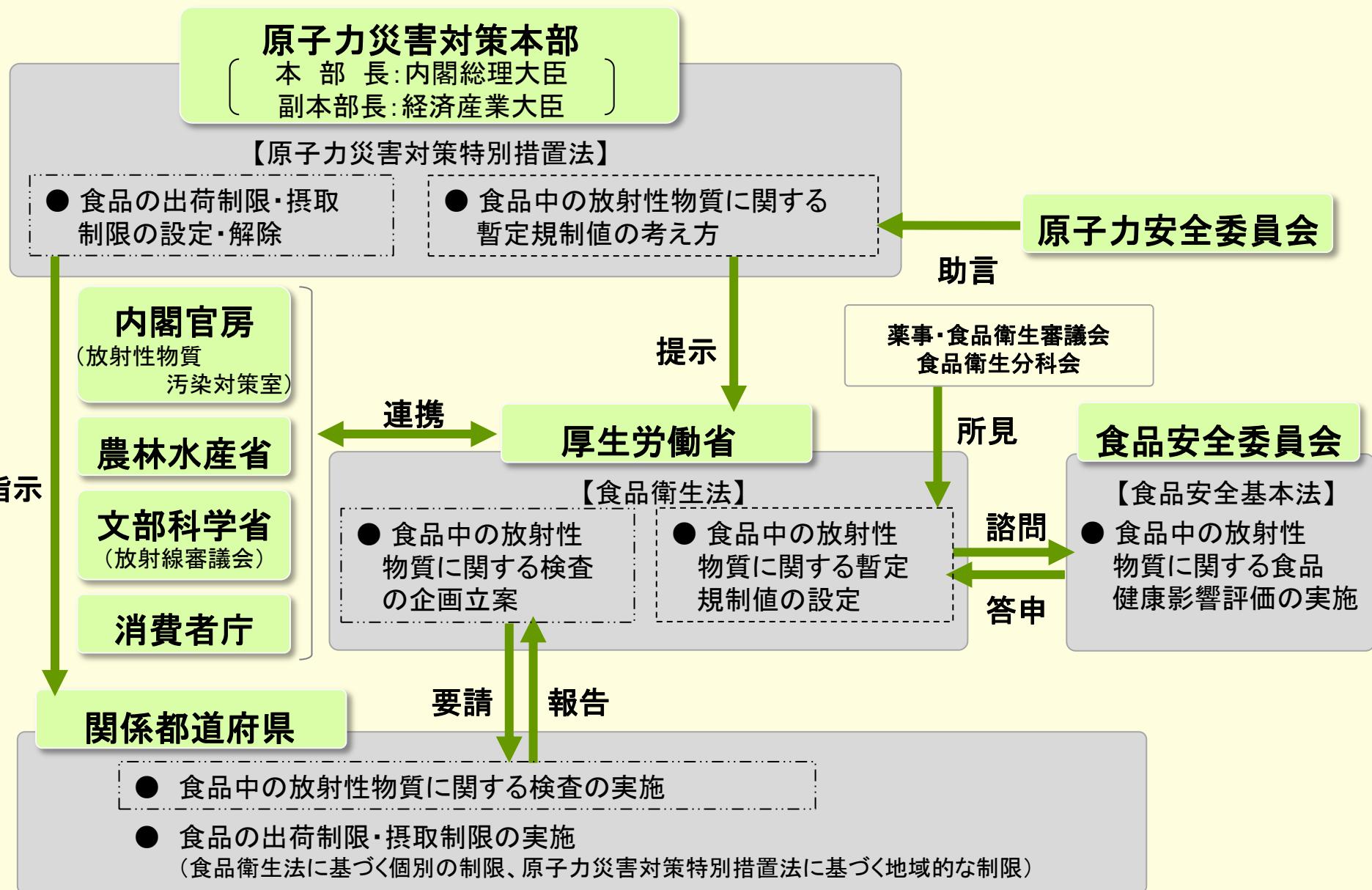
〈出荷制限の対象となっている食品(3月7日時点)〉

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ、カキナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、カブ、 原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、 キノコ類(野生のものに限る。)、たけのこ、くさそてつ(こごみ)、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、米(平成23年産)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウゲイ、アユ(養殖を除く。)、イノシシ肉、クマ肉 等 (全域) イカナゴの稚魚、牛肉 注)
茨城県	(一部地域)原木シイタケ(露地・施設栽培)、茶 (全域)イノシシ肉 注)
栃木県	(一部地域)茶、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、原木シイタケ(露地・施設栽培) (全域)牛肉 注)、イノシシ肉 注)、シカ肉
千葉県	(一部地域)原木シイタケ(露地栽培)、茶
神奈川県	(一部地域)茶
群馬県	(一部地域)茶
宮城県	(一部地域)原木シイタケ(露地栽培)、(全域)牛肉 注)
岩手県	(全域)牛肉 注)

注)福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については一部解除



■ 食品中の放射性物質をめぐる対応のスキーム



I . 検査の計画

原子力災害対策本部において策定

- 対象自治体(17都県)
- 対象品目
 - ・これまで暫定規制値を超えた食品
 - ・摂取量の多い食品
 - ・出荷制限の解除後の品目
 - ・生産状況による主要農産物
 - ・市場流通品 等
- 対象区域 ⇒ 環境モニタリングの結果等を勘案
- 検査頻度 ⇒ 検出状況に応じて強化



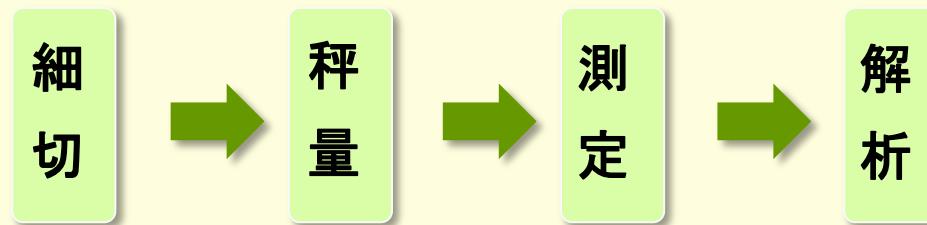
各都道府県に対し、検査計画の策定、
検査の実施を通知
(対象以外の自治体における検査の実施を含む)

■ 食品中の放射性物質の検査について(2)

II. 検査の実施

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
 - ② NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法
- ← 平成23年7月、検査の迅速化・効率化のため導入

<測定の流れ>



牛肉



生茶



■ 食品中の放射性物質の検査について(3)

③ 厚生労働省においては、

- 検疫所を含む国立機関、大学等の試験機関を紹介する仕組みの構築
- 簡易測定機器の導入によるスクリーニング検査の導入の推進
- 国自らも流通段階の買い上げ調査を実施
- 関係省庁での機器整備に関する財政的な支援措置などを実施

④ 各自治体の検査計画をホームページで公表



III.出荷制限等

- 原子力災害対策特別措置法(原災法)に基づく指示
- 出荷制限等の設定・解除の考え方を明確化
(放射性ヨウ素、放射性セシウムの検出状況を踏まえ、順次整理)
- 地域的な広がりが確認された場合に「出荷制限」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「摂取制限」



■ 食品中の放射性物質の検査について(5)

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がりが確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、複数区域に分割※。

※管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 複数市町村での1週間ごとの検査結果が、3回連続ですべて暫定規制値以下(放射性ヨウ素)
- 直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて暫定規制値以下(放射性セシウム)



■ 食品中の放射性物質の検査について(6)

IV.結果の公表

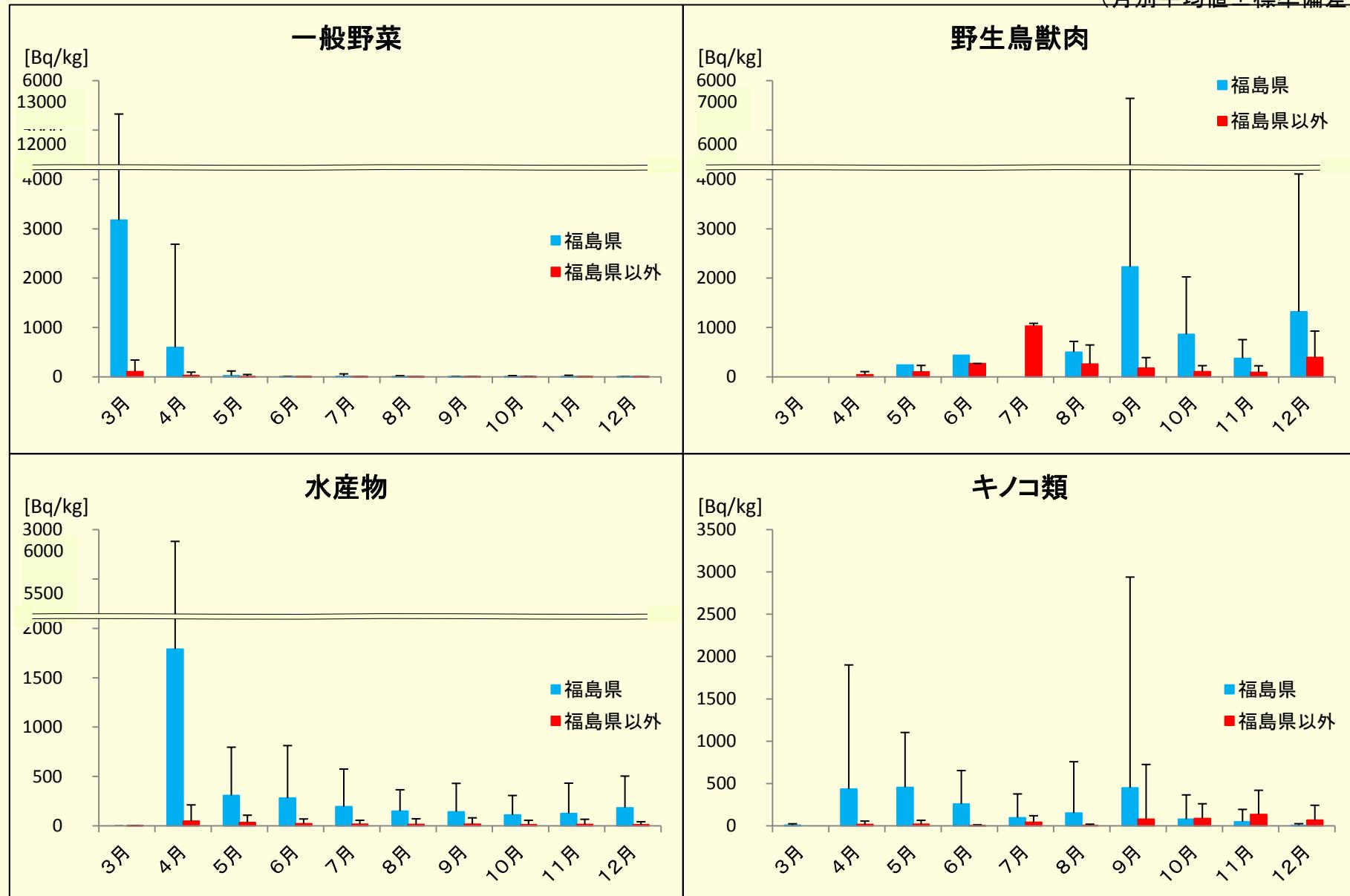
各自治体等で実施された検査結果について、

- 厚生労働省で毎日取りまとめホームページで公表
- 地図上にわかりやすく記載
- 放射性物質が検出されなかった場合は、検出下限値を記載
- 各自治体の検査の実施状況をホームページで公表



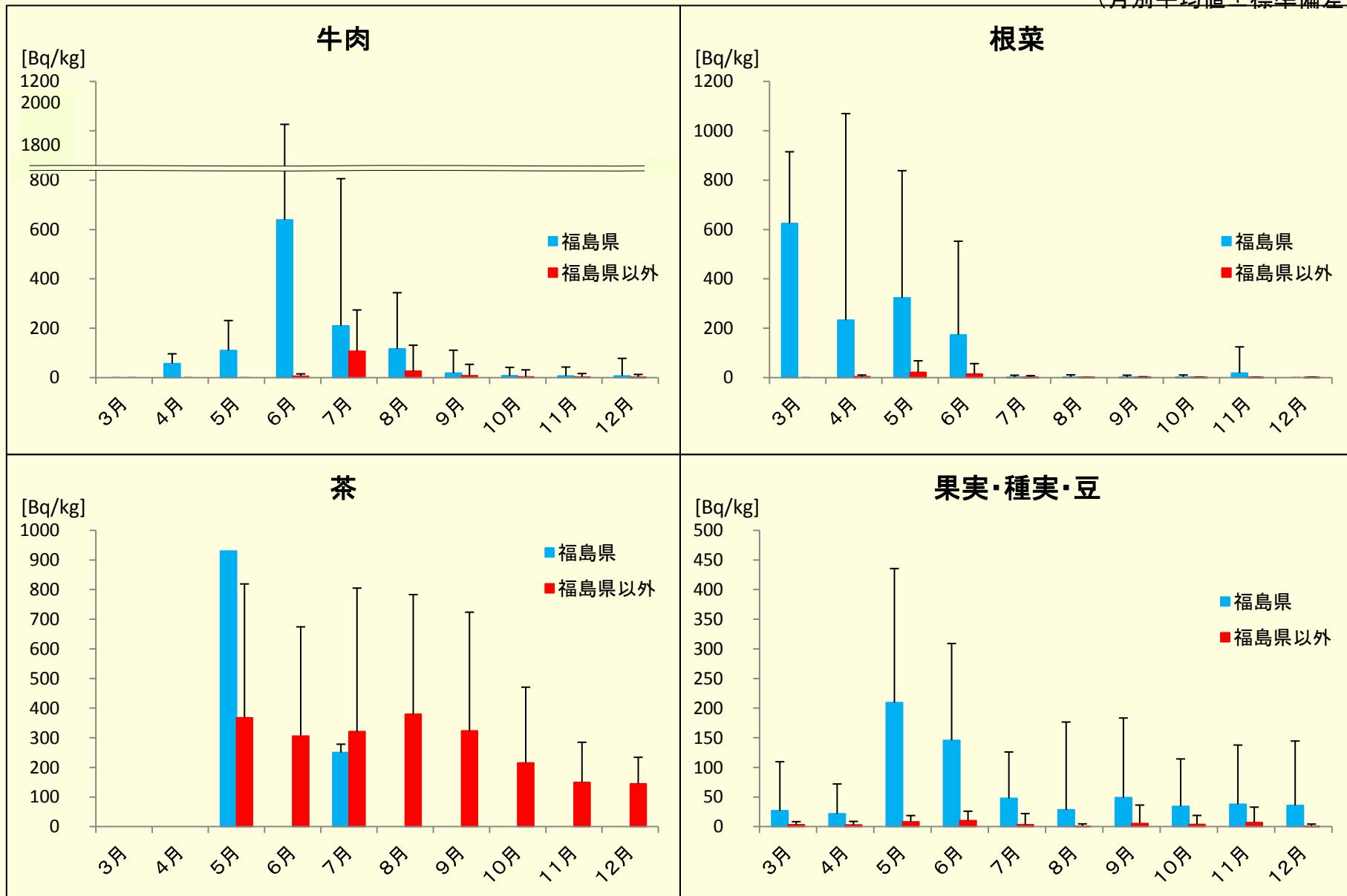
モニタリング検査における放射性セシウムの推移(1)

(月別平均値±標準偏差)



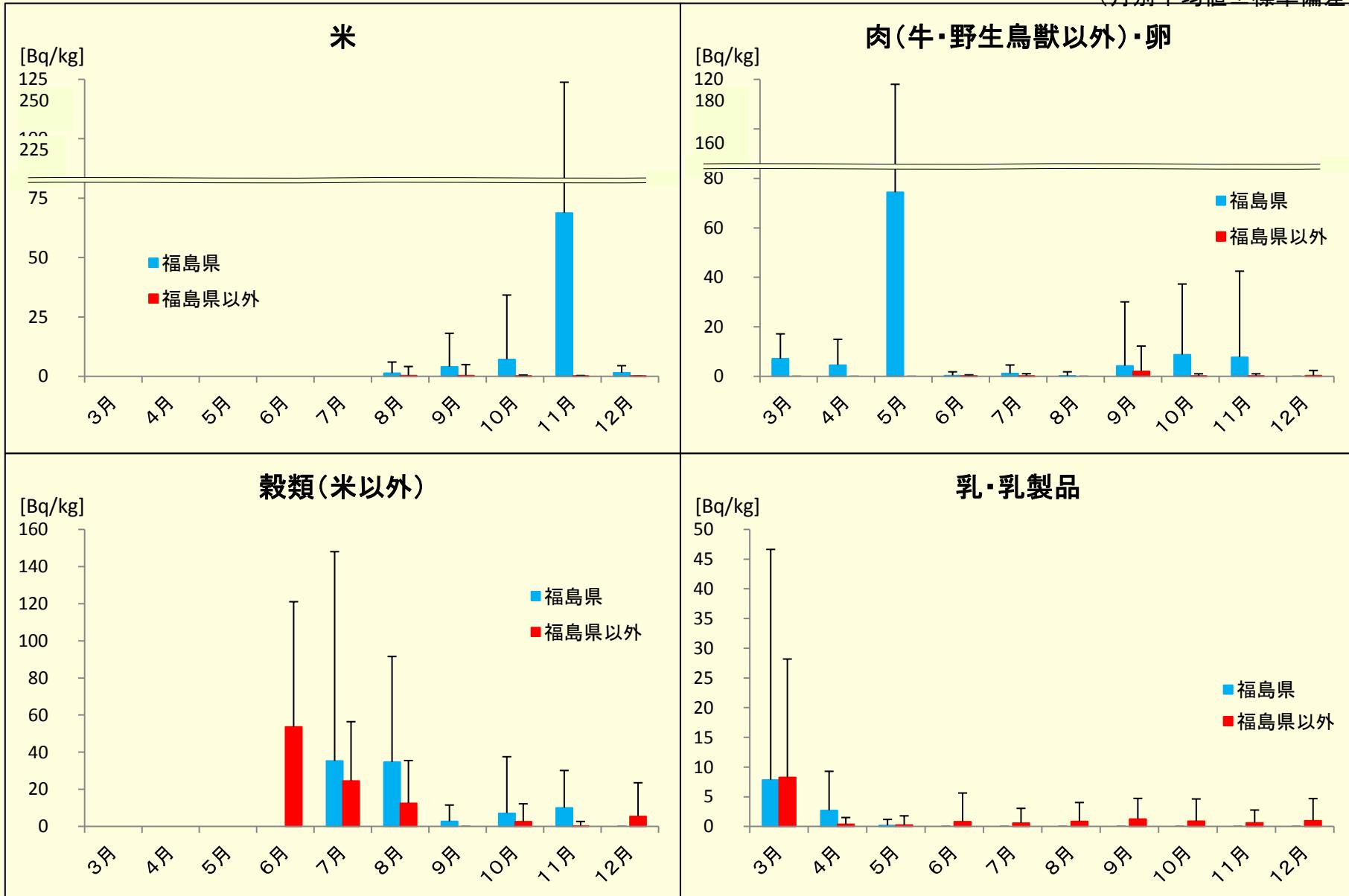
モニタリング検査における放射性セシウムの推移(2)

(月別平均値±標準偏差)



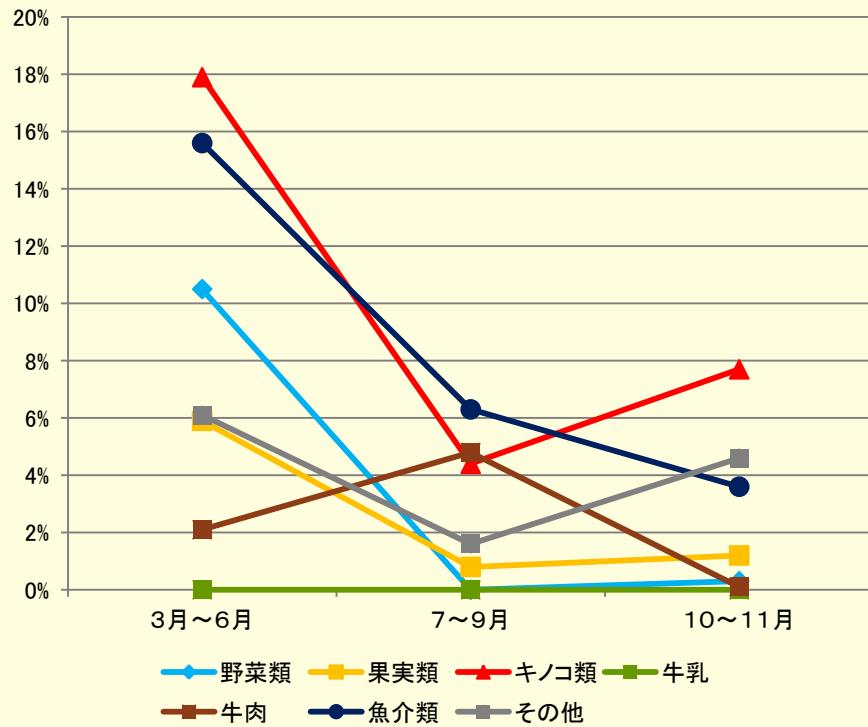
モニタリング検査における放射性セシウムの推移(3)

(月別平均値±標準偏差)

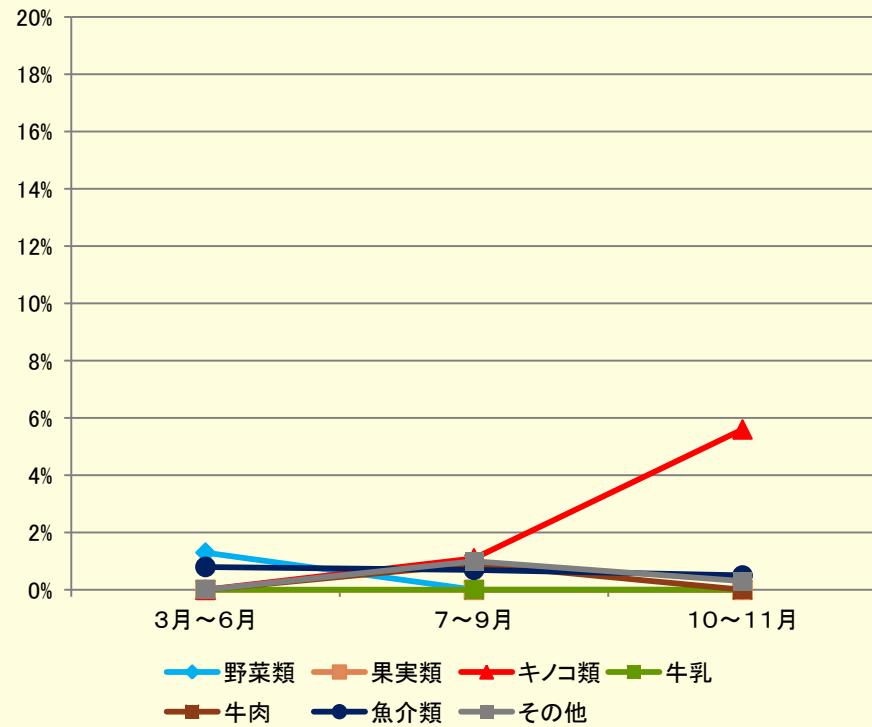


モニタリング検査における放射性セシウムの暫定規制値超過割合

福島県



福島県以外



- 事故発生直後に比べ、食品中の放射性セシウム濃度は減少傾向
- キノコ類については本年度の露地物が出回る10～11月に若干増加

■ 今後の取組み

- 新たな基準値、これまでの検査結果を踏まえた食品中のモニタリング検査ガイドラインの見直し
- 新たな基準値に対応可能なスクリーニング検査の技術的要件の見直し
(パブリックコメントを2/13まで実施中)
- 地方自治体の検査の支援を引き続き進めるとともに、機器整備に関する財政的な支援措置を新たに実施。



- 厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

- トップページ「東日本大震災関連情報(厚生労働省からのお知らせ)」
- 食品中の放射性物質の検査について

- 首相官邸ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/saigai/index.html>

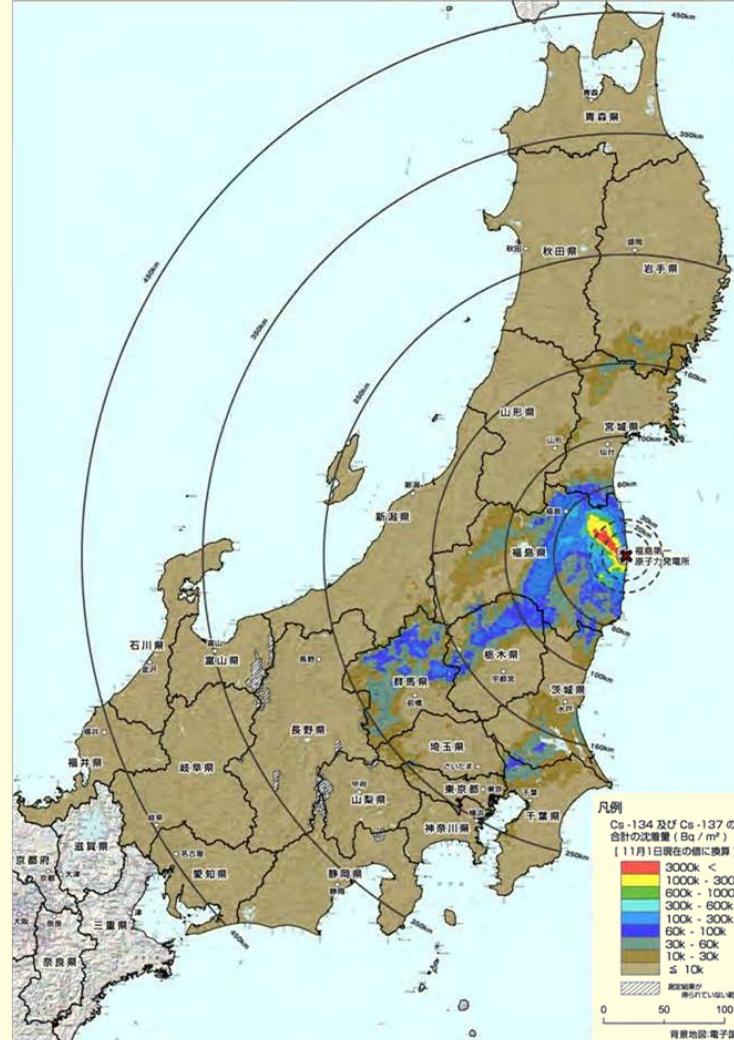
- 東日本大震災への対応～首相官邸災害対策ページ～



■ 文部科学省による航空機モニタリングの測定結果

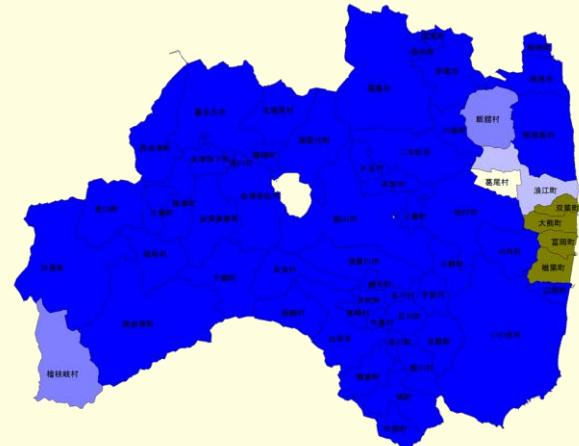
- 文部科学省がこれまでに測定してきた範囲(11月11日改訂版)及び青森県、石川県、及び福井県内の地表面におけるセシウム134、137の沈着量の合計

(平成23年11月25日公表 文部科学省ホームページより抜粋)

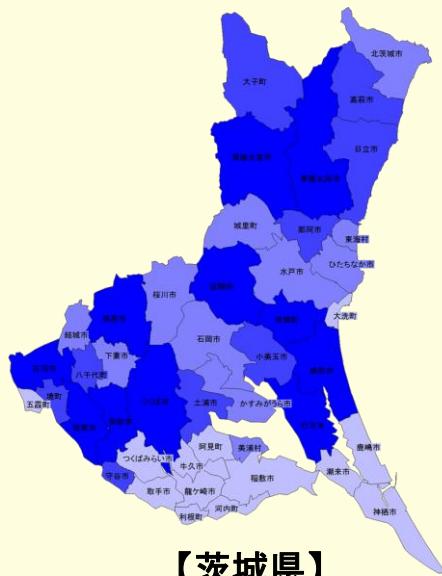


■ 食品中(水産物・牛肉・米を除く)の検査の実施状況【都道府県別】(抜粋)

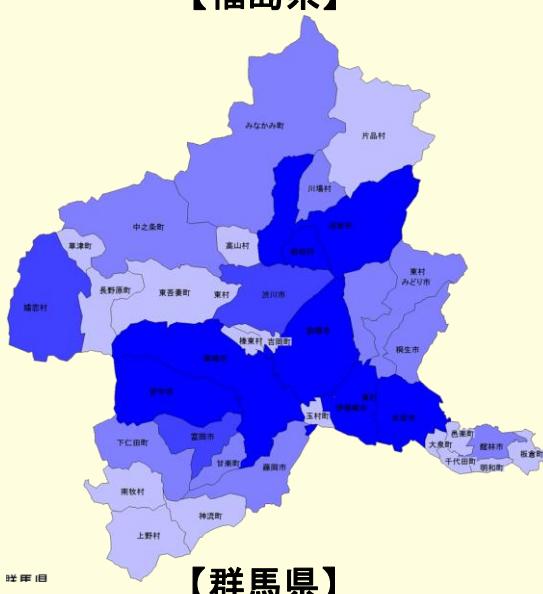
(平成23年3月19日～11月30日)



【福島県】



【茨城県】



【群馬県】



【埼玉県】

